第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章 2ページ

わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、一層厳しさを増している。

- わが国周辺を含むアジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因は、より深刻化している。領土や主権、経済権益などをめぐり、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向にあるとともに、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著となっている。
- 特に、北朝鮮による核兵器・弾道ミサイル開発の更なる進展は、国際社会に背を向けた度重なる挑発的言動とあいまって、わが国を含む地域・国際社会の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。
- また、中国による透明性を欠いた軍事力の増強と積極的な海洋進出が地域の軍事バランスを急速に変化させつつある中、東シナ海及び南シナ海における中国による独自の主張に基づく現状変更の試みは、誤解や誤算に基づく不測の事態を招くリスクを高めるおそれも含め、わが国を含む地域・国際社会の安全保障上の懸念となっている。
- グローバルな安全保障環境においては、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体の課題や不安定要因に拡大するリスクが高まっている。国際テロ組織の活動は引き続き活発化の傾向にあり、いまやテロの脅威は中東・北アフリカにとどまらずグローバルに拡散している。ロシアがウクライナで行った現状変更の結果は固定化の様相を示している一方、中国による南シナ海における現状を変更し緊張を高める一方的な行動に関しても、その既成事実化がより一層進展する中、国際社会の対応に課題を残している。サイバー攻撃は高度化・巧妙化し、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが増大している。
- こうした国際社会における安全保障上の課題や不安定要因は、複雑かつ多様で広範にわたっており、一国のみでの対応はますます困難なものとなっている。
- わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題も依然として未解決のまま存在している。

最近のわが国周辺の安全保障関連事象

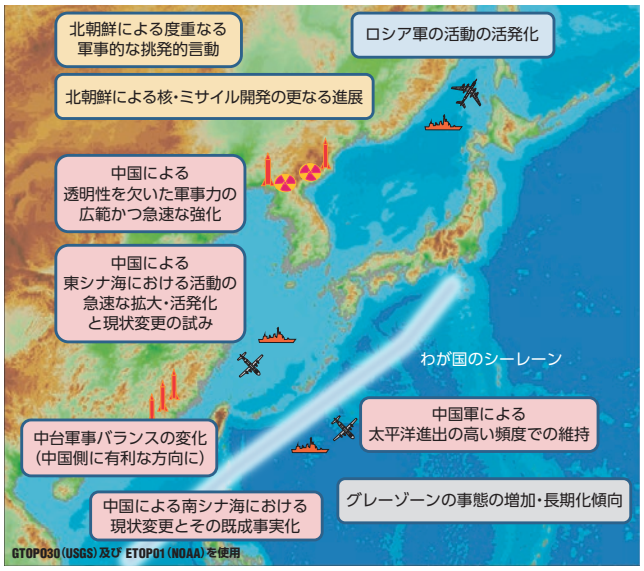

15（平成27）年11月のパリ同時多発テロ事件の現場で献花する安倍内閣総理大臣【内閣広報室提供】

急速かつ大規模な埋め立ての後、滑走路が完成したとされるファイアリークロス礁（16（平成28）年5月時点）【CSIS Asia Maritime Transparency Initiative / DigitalGlobe】

米国

第2章 9ページ

- 中国の軍事的台頭をはじめとするグローバルなパワーバランスの変化や、ウクライナや南シナ海を巡る力を背景とした現状変更の試み、イラク・レバントのイスラム国（ISIL）など国際テロ組織による活動の活発化など、新たな安全保障環境の下、米国の世界への関わり方が大きく変化しつつある。一方、米国は厳しい財政状況の中においても、引き続きその世界最大の総合的な国力をもって世界の平和と安定のための役割を果たしていくものと考えられる。
  IslamicState of Iraq and the Levant
- 米国は、短期的には、ISILやアルカイダなどの暴力的な過激派組織、中長期的には、既存の国際秩序や米国及び同盟国の利益を脅かすことを試みる国家を、安全保障上の脅威として認識していると思われる。
- 米国は、アジア太平洋地域における同盟国等との関係を強化するとともに、同地域へのアセット配備を量・質ともに充実させるとの考えの下、引き続きアジア太平洋地域へのリバランスを推進することとしており、同地域を重視する方針を継続していく姿勢を示している。昨今の中国による南シナ海における一方的な現状変更及び既成事実化の動きも念頭に、米国は、国際法上の権利や自由などを保護するため、「航行の自由作戦」を継続していくこととしている。
- 米国は、昨今の中国などによる軍事力の強化などを念頭に、米軍の軍事的優位性が徐々に浸食されているとの認識の下、米軍の優位性の維持・拡大のため、新たな分野の軍事技術の開発を企図して「第3のオフセット戦略」を推進している。第3のオフセット戦略は、大国に対する通常戦力による抑止を強化するため、技術・組織・運用面において優位性を得ることをねらいとしており、人間と機械の協働及び戦闘チーム化への投資を重視するとしている。

アジア太平洋地域における米軍の最近の動向

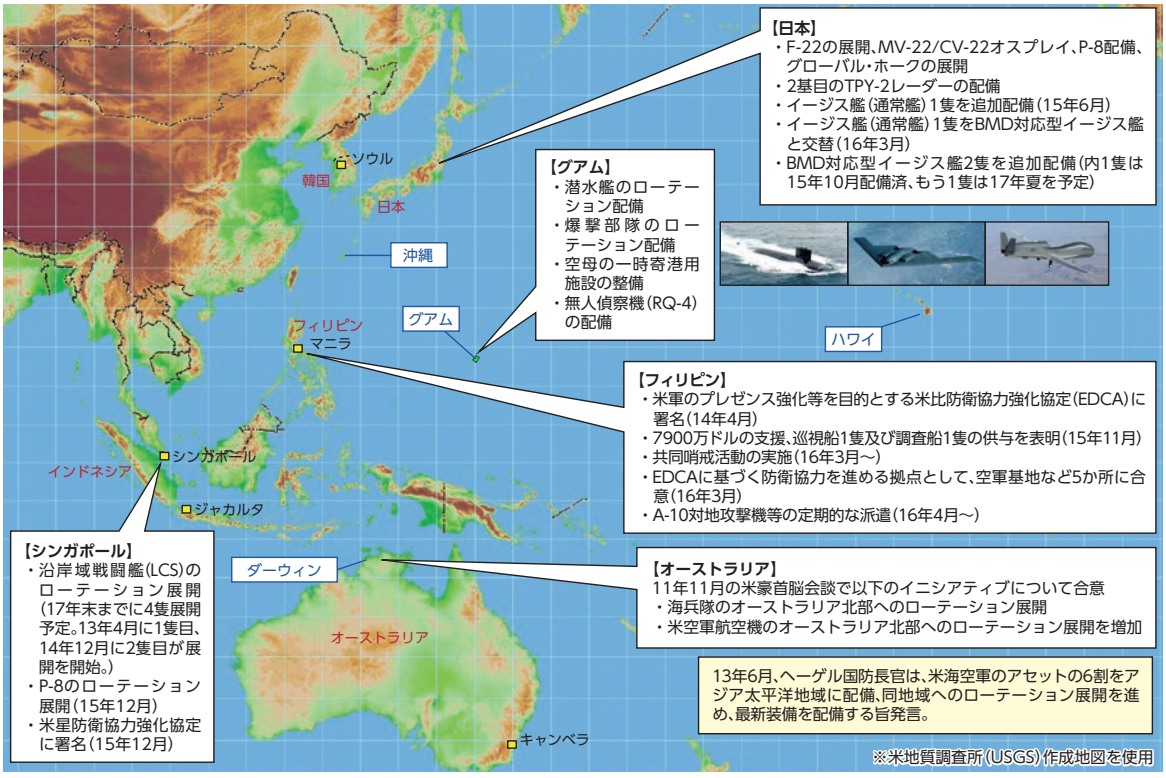

北朝鮮

第2章 18ページ

全般

- 北朝鮮は、いわゆる非対称的な軍事能力を維持・強化していると考えられるほか、16（平成28）年1月に核実験を実施し、2月以降も弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、軍事的な挑発的言動を繰り返している。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、朝鮮半島の緊張を高めており、わが国はもとより、地域・国際社会の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていることから、わが国として強い関心をもって注視していく必要がある。

大量破壊兵器・ミサイルの開発

- 北朝鮮は16（平成28）年1月に4回目となる核実験を実施し、同年2月には「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したほか、同年3月以降も弾道ミサイルの発射を繰り返している。
- 北朝鮮は体制を維持するうえでの不可欠な抑止力として核兵器開発を推進しているとみられる。
- 北朝鮮は16（同28）年1月に実施した核実験について、水爆実験であった旨主張しているが、地震の規模から考えれば、一般的な水爆実験を行ったとは考えにくい。いずれにせよ、北朝鮮による水爆開発の動向について、引き続き注視していく必要がある。
- 過去4回の核実験を通じた技術的成熟などを踏まえれば、北朝鮮が既に核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も考えられ、時間の経過とともに、わが国が射程に入る核搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられる。
- 16（同28）年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射においては、12（同24）年12月と同様の仕様の「テポドン2」派生型が利用され、北朝鮮の長射程の弾道ミサイルの技術的信頼性は前進したと考えられる。また、こうした長射程の弾道ミサイルの発射試験は、北朝鮮による弾道ミサイル開発全体を一層進展させるとともに、攻撃手段の多様化にも繋がるものであると考えられる。
- 16（同28）年4月には潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の試験発射に再び成功したと発表するなど、北朝鮮はSLBMの開発を継続しているとみられるほか、15（同27）年10月の閲兵式（軍事パレード）には、「KN08」とみられる新型ミサイルが、これまでと異なる形状の弾頭部で登場（「KN14」と呼称されるとの報道）しており、弾道ミサイルによる打撃能力の多様化と残存性の向上を企図しているものと考えられる。

Submarine-Launched Ballistic Missile

- 仮に北朝鮮が弾道ミサイルの長射程化や核兵器の小型化・弾頭化を実現し、米国に対する戦略的抑止力を確保したと過信・誤認をした場合、地域における軍事的挑発行為の増加・重大化につながる可能性もあり、わが国としても強く懸念すべき状況となり得る。
- また、14（同26）年以降に見られた弾道ミサイル発射事案では、発射台付き車両を用いて、北朝鮮が任意の地点・タイミングで複数の弾道ミサイルを発射するなど、奇襲攻撃能力を含む弾道ミサイル部隊の運用能力の向上が示され、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威がさらに高まっている。

● 16（同28）年4月に初めて発射を試みたムスダンについては、同年6月の発射では中距離弾道ミサイルとしての一定の機能が示されたほか、同年3月には大気圏再突入環境模擬試験や、固体燃料ミサイルエンジンの燃焼実験、新型大陸間弾道ミサイル（ICBM）エンジンの地上実験の実施を公表するなど、北朝鮮は新たな中・長距離弾道ミサイルの実用化に向けた技術の獲得及びその高度化を追求する姿勢を示しており、わが国を含む関係国にとって深刻な懸念となっている。
Intercontinental Ballistic Missiles

● 北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイル開発の更なる進展は、国際社会に背を向けた度重なる挑発的言動とあいまって、わが国を含む地域・国際社会の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。

北朝鮮の弾道ミサイルの射程

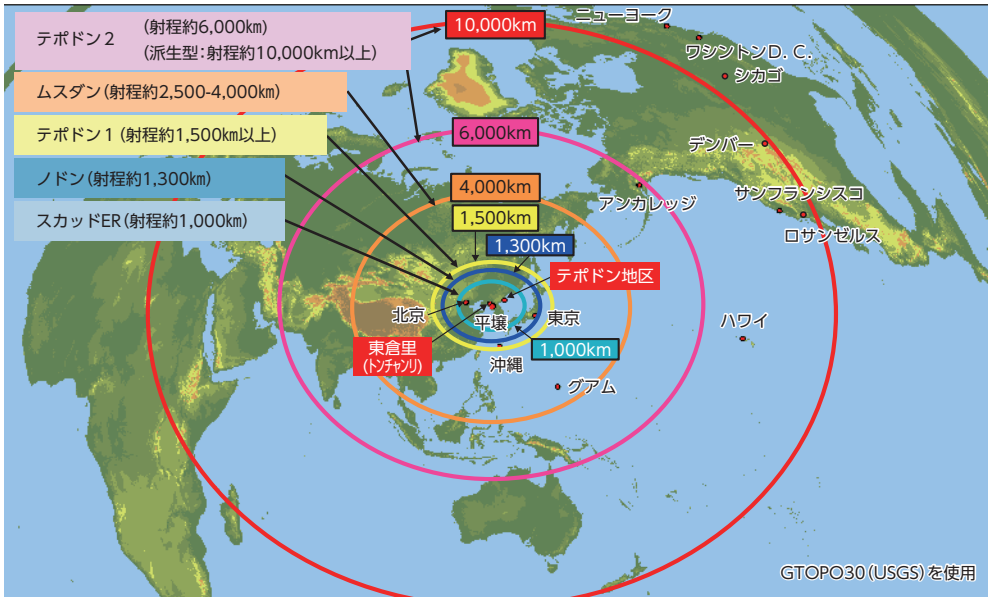

（注）　上記の図は、便宜上平壤を中心に、各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したもの

内政

● 北朝鮮は36年ぶりとなる第7回朝鮮労働党大会を16（平成28）年5月に開催。金正恩氏が党委員長に推戴（すいたい）されるとともに、自国を「核保有国」と位置づけ、並進路線の堅持など核・ミサイル開発を継続する姿勢を内外に示した。また、党大会前には弾道ミサイルの発射を含む各種挑発活動を過去に例を見ない内容と頻度で行った。

● 党大会の開催は、党に軸足を置いた「国家」運営を重視する金正恩党委員長による統治体制が組織・人事面等において名実ともに本格化したことを示している可能性がある。しかし、幹部の頻繁な処刑や降格・解任に伴う萎縮効果により、北朝鮮が十分な外交的勘案がなされないまま軍事的挑発行動に走る可能性も含め、不確実性が増しているとも考えられる。

対外関係

● 南北関係は、15（平成27）年8月の非武装地帯（DMZ）内韓国側区域での地雷の爆発を発端として、砲撃事案が発生するなど、関係が極度に緊張したほか、16（同28）年1月以降も北朝鮮による核実験の実施や弾道ミサイルの発射、米韓連合演習に反発した挑発的言動などにより、南北間での緊張が高まっている。
Demilitarized zone

● 中国は北朝鮮にとって極めて重要な政治的・経済的パートナーであり、北朝鮮に対して一定の影響力を維持していると考えられる。一方、中国による朝鮮半島非核化の要請にも関わらず、北朝鮮が核実験や弾道ミサイルの発射を強行したことなどから、中朝関係は冷却化している可能性が考えられる。

中国

第2章 41ページ

全般

- 中国は、国際社会における自らの責任を認識し、国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待されている。
- 中国は、「平和的発展」を唱える一方で、特に海洋における利害が対立する問題をめぐって、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させており、その中には不測の事態を招きかねない危険な行為もみられる。さらに、力を背景とした現状変更については、その既成事実化を着実に進めるなど、自らの一方的な主張を妥協なく実現しようとする姿勢を示しており、今後の方向性について強い懸念を抱かせる面がある。
- 15（平成27）年10月に開催された中国共産党第18期五中全会では、「全面的な法による国の統治」が打ち出されており、党・軍内部の腐敗問題への対応は今後も継続するとみられる。
- 中国は周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力（いわゆる「A2/AD」能力）の強化に取り組んでいるとみられる。
  Anti-Access/Area-Denial

軍事

- 中国は軍事力を広範かつ急速に強化し、さらに、東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいて活動を急速に拡大・活発化させている。このような中国の軍事動向などは、軍事や安全保障に関する透明性の不足とあいまって、わが国として強く懸念しており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。また、地域・国際社会の安全保障上においても懸念されるところとなっている。中国は、国防政策や軍事力に関する具体的な情報開示などを通じて、軍事に関する透明性を高めていくことが強く望まれる。
- 中国の公表国防費は、1989年度から毎年ほぼ一貫して二桁の伸び率を記録するなど、速いペースで増加している。公表国防費の名目上の規模は、1988年度から28年間で約44倍、2006年度から10年間で約3.4倍となっている。
- 中国は、現在、建国以来最大規模とも評される人民解放軍の改革に取り組んでおり、人民解放軍「陸軍指導機構」、「ロケット軍」、「戦略支援部隊」の設立、軍全体の指導組織であるいわゆる「四総部」の改編、さらに、新たな「五大戦区」の編成など、昨今、改革は急速に具体化している。
- 中国は、対艦弾道ミサイル及び長射程の巡航ミサイルの戦力化を通じて、「A2/AD」能力の強化を目指していると考えられる。また、15（平成27）年12月末、国産空母の建造を初めて正式に認めた。さらに、同年11月、ロシアの国営軍事企業とSu-35戦闘機24機の購入契約を締結したとされているほか、次世代戦闘機との指摘もあるJ-20及びJ-31戦闘機の開発も進めている。

中国の公表国防費の推移

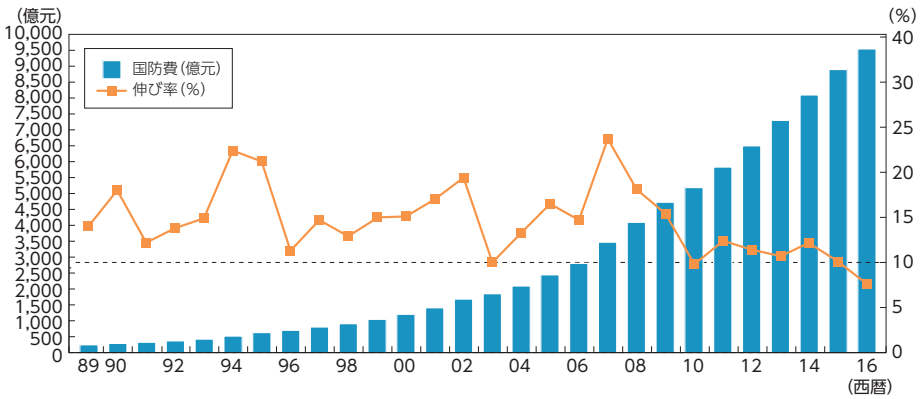

（注）国防費は中央財政支出における国防予算額。ただし、2002年度の国防予算額は明示されず、公表された伸び率と伸び額を前年当初予算にあてはめると齟齬が生じるため、これらを前年執行実績額からの伸びと仮定して算出。また、2015・16年度は、中央本級支出（中央財政支出の一部）における国防費のみ公表されたが、2015年度については、その後、地方移転支出等が別途公表されたため、合算し、中央財政支出における国防費を算出

わが国周辺海空域における活動状況

● 中国海軍の艦艇部隊による太平洋への進出回数が近年増加傾向にあり、当該進出は現在も高い頻度で継続していることなどから、外洋への展開能力の向上を図っているものと考えられる。

● 16（平成28）年6月、中国海軍のフリゲートがわが国尖閣諸島周辺の接続水域に入域したほか、情報収集艦が、口永良部（くちのえらぶ）島周辺の領海内及び北大東島北方の接続水域内での航行に続き、尖閣諸島南方での往復航行を行った。

わが国周辺海域における最近の主な中国の活動（航跡はイメージ）

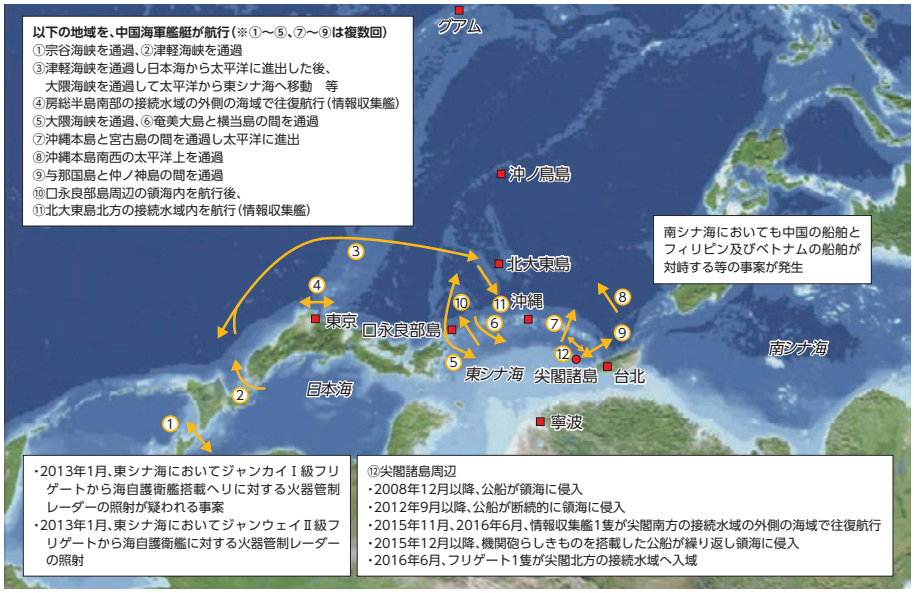

最近、尖閣諸島に関する独自の主張に基づくとみられる活動の推進をはじめ、中国海軍艦艇が尖閣諸島を含めてその活動範囲を一層拡大するなど、わが国周辺海域の行動を一方的にエスカレートさせており、強く懸念される状況になっている。

● 中国公船の動向としては、領海侵入のルーチン化、機関砲とみられる武器を搭載した公船による領海侵入、公船の大型化がみられ、中国公船による領海侵入を企図した運用態勢の強化は着実に進んでいると考えられる。

● 近年、空自による中国機に対する緊急発進の回数は、急激な増加傾向にあるほか、最近では、中国軍用機が南下するといった尖閣諸島近傍での活動の活発化も確認されており、このような活動について、今後も強い関心をもって注視していく必要がある。

● 独自に領有権を主張している島嶼の周辺海空域において、各種の監視活動や実力行使などにより、他国の支配を弱め、自国の領有権に関する主張を強めることが、中国の海洋における活動の目標の一つだと考えられる。

● 中国は、13（同25）年6月以降、東シナ海の日中中間線の中国側において、石油や天然ガスの採掘のため、既存の4基に加え、新たに12基の海洋プラットフォームの建設作業などを進めていることが確認されており、中国側が一方的な開発を進めていることに対して、わが国から繰り返し抗議をすると同時に、作業の中止などを求めている。

南シナ海及び「遠海」における活動の状況

● 中国は、南沙諸島の7つの地形で、14（平成26）年以降、急速かつ大規模な埋め立て活動を強行し、砲台といった軍事施設のほか、滑走路や格納庫、港湾、レーダー施設等、軍事的に利用し得るインフラ整備を推進している。

● 中国は、西沙諸島においても地形開発や軍事目的での利用を推進しており、ウッディー島においては、滑走路の延長工事の実施、J-11等の戦闘機の展開、地対空ミサイルとみられる装備の展開が確認されている。

● 中国海軍は、自らの海上戦力を「近海防御・遠海護衛」型へとシフトしているとされており、近年、インド洋などのより遠方の海域で作戦を遂行する能力を着々と向上させている。

● 中国は、ジブチにおいて、軍の後方支援を提供するための施設建設を進めていくことで同国と合意しているほか、インド洋諸国において港湾インフラ建設を支援するなどしており、中国海軍のインド洋などにおける作戦遂行能力はより一層向上する可能性がある。

ロシア

第2章 71ページ

- ロシアは、厳しい経済状況に直面しつつも、引き続き軍の近代化に努めるとともに、軍の活動を活発化させ、その活動領域を拡大する傾向がみられる。
- ウクライナ情勢をめぐっては、ロシアによる力を背景とした現状変更の結果は固定化の様相を示しており、特に欧米を中心にロシアに対する脅威認識が増大している。また、ロシアによるシリアへの軍事介入は、一連の軍改革の成果の現れや、国際的影響力拡大を企図した動きとして注目される。
- 新たに改訂された国家安全保障戦略では、多極化しつつある世界で、ロシアの役割はますます増大しているとの認識の下、軍事力の果たす役割を引き続き重視し、十分な水準の核抑止力やロシア軍等により戦略抑止及び軍事紛争の阻止を実施するとしている。
- ロシアは、北方領土においてロシア軍の駐留を継続させ、事実上の占拠の下で、その活動をより活発化させている。

東南アジア

第2章 90ページ

- 東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、第4世代の近代的戦闘機や潜水艦など、海・空軍の主要装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。
- 南シナ海においては、領有権などをめぐって中国との間で主張が対立し、地域の緊張が高まる中、一方的な現状変更及びその既成事実化に対する国際社会による深刻な懸念が急速に広まりつつある。また、関係国の一部では、国際法に基づく問題解決に向けた努力(※)もなされている。

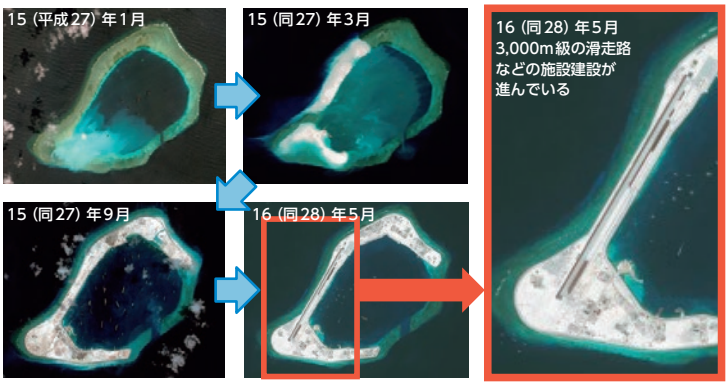

急速かつ大規模な埋め立てが進むスビ礁
【CSIS Asia Maritime Transparency Initiative / DigitalGlobe】

※16（平成28）年7月、国連海洋法条約に基づく南シナ海に関する比中仲裁手続に関し、フィリピンの申立がほぼ認められる内容で、最終判断が下された。

地域紛争・国際テロなどの動向

第3章 115ページ

- 近年、世界各地で起きている紛争は、民族、宗教、領土、資源などの様々な問題に起因している。また、内戦や地域紛争を受けて発生・拡大した国家統治の空白地域が、テロ組織の活動の温床となる例も多くみられるほか、テロ組織の中には国境や地域を越えて活動するものもあり、引き続き国際社会にとって差し迫った安全保障上の課題となっている。
- 社会への不満などを背景に、ISILをはじめとする国際テロ組織の過激思想に共感を抱く若者が増え、国際テロ組織の活動に参加しているほか、自国においていわゆる「ホーム・グロウン型」・「ローン・ウルフ型」のテロ活動を行う事例が増えている。パリ同時多発テロやジャカルタでのテロ事案にみられるように、テロの脅威は中東・北アフリカにとどまらずグローバルに拡散している。16（平成28）年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件などを踏まえれば、わが国自身の問題として正面から捉えなければならない状況となっている。
- 拠点から遠く離れた地域においてもテロを実行する能力を持つ国際テロ組織は、サイバー空間を活用するなどして、組織内外におけるグローバルなネットワークを形成し、中には、高度な広報戦略により、組織の宣伝や戦闘員の勧誘、テロの呼びかけを巧みに行う組織も存在する。

海洋

第3章 141ページ

- 東シナ海・南シナ海においては、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が多く見られるようになっている。
- 米国は、南シナ海の沿岸国による行き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、「航行の自由作戦」を継続的に実施している。
- 中国は、中国海軍がより遠方の海域で継続的に作戦を遂行する能力の向上を目指している。アデン湾に面するジブチにおいて、軍の後方支援を提供するための施設建設を進めるほか、インド洋諸国において港湾インフラ建設を支援するなどしている。
- 北極海沿岸諸国は、資源開発や航路利用などの権益確保に向けた動きを活発化させており、ロシアなどは、軍事力の新たな配置などを進める動きも示している。沿岸諸国以外でも、中国は、極地科学調査船を北極海に派遣するなど、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示している。

15（平成27）年10月に「航行の自由作戦」を行った米海軍ミサイル駆逐艦「ラッセン」【米国防省HP】

宇宙空間

第3章 148ページ

- 主要国は、C^4ISR※機能の強化などを目的として、画像偵察衛星、電波情報収集衛星、軍事通信衛星、測位衛星をはじめ、各種衛星の能力向上や打上げに努めている。
- 一方、中国やロシアなどによる対衛星兵器の開発やスペースデブリの飛散などは、各国の衛星に対する脅威として注目されており、宇宙空間の安定的利用に対するリスクが、各国にとっての安全保障上の重要な課題の一つとなっている。

※ C^4ISR：Command（指揮）,Control（統制）,Communication（通信）,Computer（コンピュータ）,Intelligence（情報）,Surveillance（監視）and Reconnaissance（偵察）の略

サイバー

第3章 153ページ

- 国家等に害を加えようと意図する主体は、物理的な手法によって直接攻撃するよりもサイバー空間を通じた攻撃を選択する方がより容易である場合が多いと認識しているとされている。
- 諸外国の政府機関や軍隊などの通信ネットワークに対するサイバー攻撃が多発しており、中国、ロシア、北朝鮮などの政府機関などの関与が指摘されているなど、サイバー攻撃は日に日に高度化・巧妙化しており、今やサイバーセキュリティは、各国にとっての安全保障上の重要な課題の一つとなっている。

軍事科学技術と防衛生産・技術基盤

第3章 159ページ

- 科学技術の発展は軍事分野においても革命とも呼ぶべき大きな変化を引き起こしており、米国は、中国等の能力強化を念頭に、軍事的優位性を確保するため、「第3のオフセット戦略」を推進している。
- 米国では、様々な国防省関連機関が企業、大学などの研究に対し大規模なファンディングなどによる資金提供を行っている。
- 欧米諸国では、高度化・複雑化に伴う装備品の開発・生産コストの高騰に対応するため、防衛産業の合併・統合や同盟国・友好国間での装備技術協力を推進している。

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

国家安全保障戦略

第1章 169ページ

■ 13（平成25）年12月に策定された「国家安全保障戦略」は、平和国家としての歩みの堅持と国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくことを国家安全保障の基本理念として明示している。

■ その実現のため、主権・独立の維持、領域の保全、国民の生命・身体・財産の安全の確保、経済発展、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護を国家安全保障上の目標として明確化。

戦略、防衛大綱、中期防及び年度予算の関係

国家安全保障戦略	外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針（おおむね10年程度の期間を念頭）
↓ 戦略を踏まえ策定	
防衛計画の大綱	防衛力のあり方と保有すべき防衛力の水準を規定（おおむね10年程度の期間を念頭）
↓ 示された防衛力の目標水準の達成	
中期防衛力整備計画	5年間の経費の総額（の限度）と主要装備の整備数量を明示
↓ 予算となり、事業として具体化	
年度予算	情勢などを踏まえて精査のうえ、各年度毎に必要な経費を計上

■ その上で、わが国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題を明確化し、わが国を守り抜く総合的な防衛体制の構築など、外交政策及び防衛政策を中心としたわが国がとるべき戦略的アプローチを明示している。

防衛計画の大綱

第2章 173ページ

■ 国家安全保障戦略を踏まえて13（平成25）年12月に策定された「防衛計画の大綱」は、わが国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準などを明示している。

潜水艦

戦闘機（F-35A）

■ **防衛の基本方針**

国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①わが国自身の努力、②日米同盟の強化、③安全保障協力の積極的な推進を基本方針として明示

■ **「統合機動防衛力」の構築**

統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくため、統合運用の観点からの能力評価を実施し、「統合機動防衛力」を構築

■ **防衛力の役割**

- 各種事態における実効的な抑止及び対処として、①周辺海空域における安全確保、②島嶼（とうしょ）部に対する攻撃への対応、③弾道ミサイル攻撃への対応、④宇宙空間及びサイバー空間における対応、⑤大規模災害などへの対応を重視
- アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善として、訓練・演習、防衛協力・交流、海洋安全保障の確保、国際平和協力活動、能力構築支援などを推進

■ **自衛隊の体制**

主要な編成、装備などの目標水準を「別表」で明示

■ **防衛力の能力発揮のための基盤**

防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする基盤も併せて強化

中期防衛力整備計画

第2章 183ページ

■「防衛計画の大綱」を踏まえて13（平成25）年12月に策定された「中期防衛力整備計画」（平成26年度～平成30年度）は、基幹部隊の見直し、自衛隊の能力などに関する主要事業、日米同盟強化のための施策、主要装備品の整備規模（「別表」）、所要経費などを定めている。

水陸両用車（AAV7）

■ **基幹部隊の見直し**

- **陸上自衛隊**：陸上総隊を新編、2個師団及び2個旅団を2個機動師団及び2個機動旅団に改編、沿岸監視部隊や水陸機動団を新編
- **海上自衛隊**：4個の護衛隊群（ヘリコプター搭載護衛艦1隻とイージス・システム搭載護衛艦2隻を中心に構成）に加え、5個の護衛隊（その他の護衛艦で構成）を保持、潜水艦を増勢
- **航空自衛隊**：那覇基地の戦闘機部隊を2個飛行隊に増勢、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編

平成28年度の防衛力整備

第2章 189ページ

■ 平成28 年度は、防衛大綱及び中期防に基づき、その3 年目として、統合機動防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に実施する。

■ ①各種事態における実効的な抑止及び対処、②アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善、といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、防衛力を整備する。

機動戦闘車（試作車）

新空中給油・輸送機（KC-46A）（イメージ）

防衛関係費

第2章 190ページ

■ 平成28年度は、一層厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国民の生命・財産とわが国の領土・領海・領空を守る態勢を強化するため、防衛関係費を平成27年度に引き続き増額（昨年度比0.8％増）

過去15年間の防衛関係費の推移

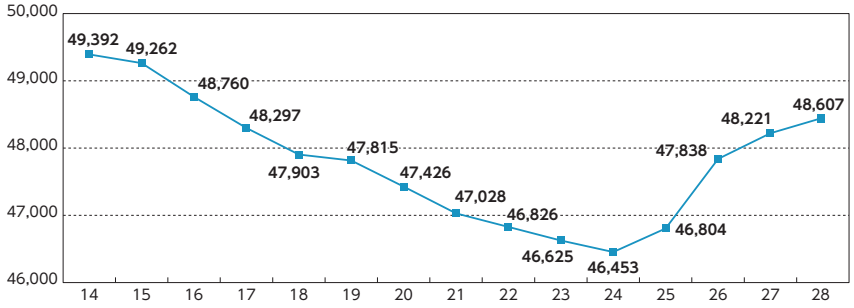

（注）上記の計数は、SACO関係経費、米軍再編経費のうち地元負担軽減分及び新たな政府専用機導入に伴う経費を含まない。これらを含めた防衛関係費の総額は、14年度は49,557億円、15年度は49,527億円、16年度は49,026億円、17年度は48,560億円、18年度は48,136億円、19年度は48,013億円、20年度は47,796億円、21年度は47,741億円、22年度は47,903億円、23年度は47,752億円、24年度は47,138億円、25年度は47,538億円、26年度は48,848億円、27年度は49,801億円、28年度は50,541億円になる。

防衛力を支える人的基盤

第2章 194ページ

■ 防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限効果的に機能させるためには、これを下支えする人的基盤を充実・強化させることが極めて重要である。また、防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人や地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

女性自衛官パイロット

■ **募集・採用**

- 少子化・高学歴化の進展に伴い、自衛官の募集環境がますます厳しくなる中、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を、様々な区分に応じて広く全国から募集している。また、平素は各々の職業に従事しつつ、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、任務に就く予備自衛官などの制度も設けている。

訓練に励む新入隊員

■ **女性職員の活躍推進**

- 女性職員の採用・登用の更なる拡大と、全職員のワークライフバランスを一体的に推進するため、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」（庁内託児施設の整備など）、「女性職員の活躍推進のための改革」を行っている。
- 女性自衛官の配置制限を見直し、戦闘機や対戦車ヘリコプター、ミサイル艇などの配置制限を解除した結果、海自は潜水艦以外の全ポスト、空自は全ポストに女性自衛官が就くことが可能となった。

■ **人的資源の効果的な活用施策**

装備品の高度化、任務の多様化・国際化などに対応するため、自衛隊の精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、各種人事制度改革に関する施策を推進している。

平和安全法制

第3章 208ページ

■ 平和安全法制は15（平成27）年9月に可決・成立し、16（同28）年3月に施行された。

■ 本法制は、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、抑止力の向上と地域及び国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することを通じて、わが国の平和と安全を一層確かなものにする、歴史的重要性を持つものであり、世界の多くの国や機関から高く評価・支持されている。

■ **自衛隊法の改正**

- 「在外邦人等の保護措置」に関する規定の新設 －従来の「在外邦人等の輸送」に加え、新たに警護・救出などの「保護措置」を可能
- 「米軍等の部隊の武器等の防護」の規定の新設 －自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等の防護を可能
- 米軍に対する物品役務の提供の拡大 －提供が可能な場面や物品役務の範囲を拡大

■ **重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）**

- わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態の名称を「周辺事態」から「重要影響事態」に改める。
- 支援対象となる重要影響事態に対処する軍隊等に「国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国軍隊」等を追加するとともに、重要影響事態において、自衛隊が提供可能な物品・役務の種類を拡大。併せて、他国の武力行使との一体化を回避する措置を規定。

■ 国際平和協力法の改正

- わが国が参加できる活動に、「国際連携平和安全活動」（国連が統括しない人道復興支援や安全確保などの活動）を追加し、参加５原則を満たした上で国連決議や国連等の要請がある場合に参加可能とする。
- 国連平和維持活動などにおける業務に、いわゆる「安全確保業務」、いわゆる「駆け付け警護」などを追加するとともに、武器使用権限の見直しを実施。なお、「安全確保業務」は事前の国会承認が基本。

■ 事態対処法制などの改正

- 事態対処法において、わが国が対処すべき事態として、武力攻撃事態等に加え「存立危機事態※1」を新たに追加。
- 存立危機事態に際しても、自衛隊の主たる任務であるわが国の防衛のため、防衛出動を命ずることが可能になるとともに、武力攻撃事態に際しての防衛出動と同様、事前の国会承認を原則とするなど、関連する法律について所要の改正を実施。

■ 国際平和支援法の制定（新規）

- 国際社会の平和及び安全の確保のため、「国際平和共同対処事態※2」に際し、わが国が国際社会の平和と安全のために活動する諸外国軍隊等に対する協力支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動の実施を可能とする。
- 対象となる諸外国軍隊等の活動については国連決議などを要件とし、国際平和共同対処事態に際し「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しないなど、他国の武力行使との一体化を回避する措置を規定。
- 事前の国会承認を例外なく求め、自衛隊の活動が２年を超える場合には再承認が必要。

■ 国家安全保障会議設置法の改正

- 審議事項に「存立危機事態」、「重要影響事態」及び「国際平和共同対処事態」への対処を追加。
- 必ず審議する事項に、「在外邦人等の保護措置」、「安全確保業務又は駆け付け警護の実施にかかる実施計画の決定・変更」などを追加。

※１ わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

※２ 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

「平和安全法制」の主要事項の関係

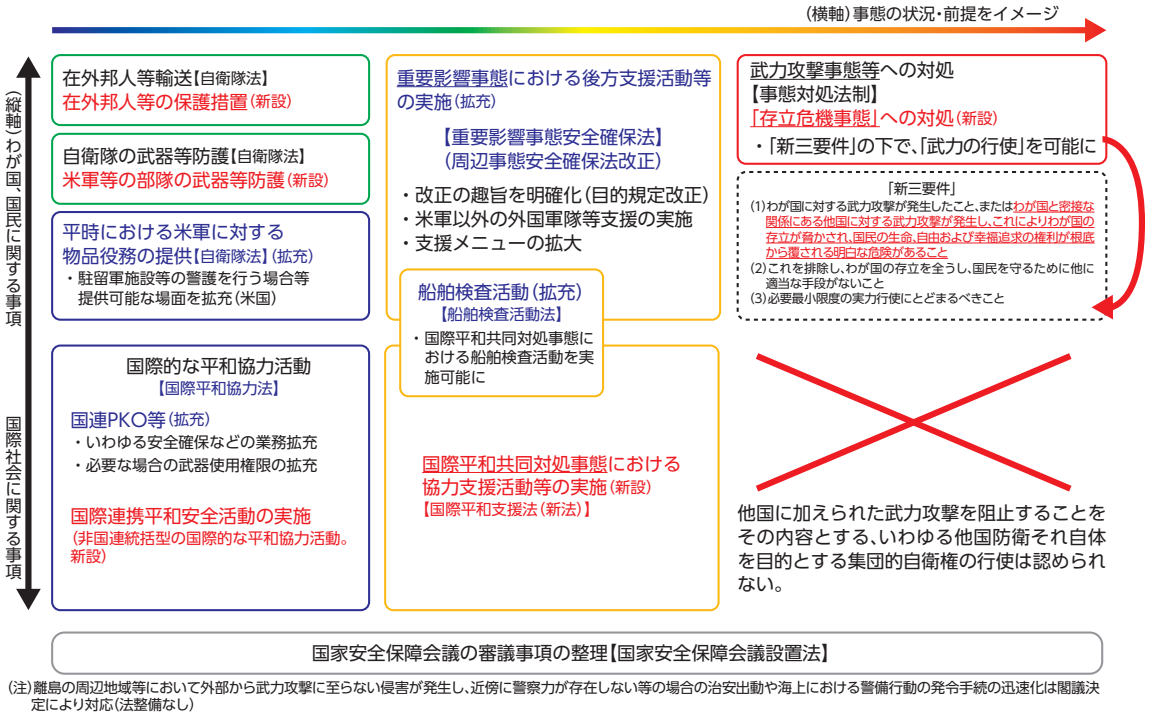

（注）離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応（法整備なし）

日米安全保障体制

第4章 228ページ

■ 日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸である。

■ 日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。

■ わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す一方、米国がアジア太平洋地域への関与及びプレゼンスの維持・強化を進めている現状を踏まえると、日米同盟の強化は、わが国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。

15（平成27）年11月APEC首脳会議への出席に際し、握手する安倍内閣総理大臣とオバマ米大統領
【内閣広報室提供】

新ガイドラインの概要

第4章 230ページ

■ **防衛協力とガイドラインの目的など**
安保・防衛協力の強調事項を新たに明記。ガイドラインの目的の考え方は1997年のガイドラインを維持

■ **強化された同盟内の調整**
平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置、共同計画の策定・更新

■ **日本の平和及び安全の切れ目のない確保**
平時から緊急事態まで、「切れ目のない（シームレスな）」協力を実現するための方向性を提示

■ **地域の及びグローバルな平和の安全のための協力**
地域の及びグローバルな平和と安全のための日米間の具体的な協力のあり方について明記

■ **宇宙及びサイバー空間に関する協力**
宇宙やサイバー空間における協力を新たに盛り込み

■ **日米共同の取組**
二国間協力の実効性向上のため、防衛協力の基礎となる取組として、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全、教育・研究交流を新たに盛り込み

■ **見直しのための手順**
定期的な評価の実施を新たに盛り込み

同盟強化の基盤となる取組

第4章 238ページ

■ **日米防衛相会談**

シンガポールにおける日米防衛相会談
（16（平成28）年6月）

16（平成28）年6月4日の日米防衛相会談で、次のことを確認した。

- 米軍属逮捕事件について、再発防止策は、軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国人の扱いの見直しなどの分野を対象
- 東シナ海及び南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対
- 北朝鮮の動向を踏まえ、引き続き日米二国間で緊密に連携
- 新ガイドラインの実効性確保のための取組を引き続き推進
- 日米装備・技術協力を更に深化
- 沖縄の負担軽減のために引き続き協力

■ **同盟強化の主な取組**

- 一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築する。共同訓練・演習及び共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動の拡大と、それらの活動の拠点となる両国の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進している。
  Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance
- 15（同27）年11月、新ガイドラインに基づき、平時から日米間の様々なレベルで情報共有・調整を可能とする「同盟調整メカニズム」や共同計画の策定を行う「共同計画策定メカニズム」を設置した。

米陸軍との実動演習（オリエント・シールド）において、周囲を警戒する隊員

在日米軍の駐留

第4章 253ページ

■ **在日米軍駐留の意義**

日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスの確保や、緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢の確保などが必要である。このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素となっている。

■ **在日米軍駐留経費負担**

わが国は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支える上で極めて重要との観点から、わが国の厳しい財政事情にも配慮しつつ、在日米軍駐留経費を負担している。16（平成28）年4月、新たな在日米軍駐留経費負担にかかる特別協定が発効した。

■ **在日米軍の再編**

在日米軍の再編は、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するための極めて重要な取組である。防衛省としては、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを進めていく方針である。

■ **沖縄における在日米軍の駐留**

- 普天間飛行場のキャンプ・シュワブ辺野古崎地区（名護市）への移設は、米軍の抑止力を維持しつつ、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策で、沖縄の負担軽減に十分に資するものであり、また、同飛行場の返還後の跡地利用による沖縄のさらなる発展が期待されることから、その一日も早い実現に向けて政府をあげて取り組んでいる。
- 15（同27）年12月には、普天間飛行場の一部土地の早期返還、牧港補給地区の一部土地の早期返還などについて、日米間で合意した。
- 沖縄の負担軽減や振興策について協議する「政府・沖縄県協議会」（16（同28）年1月設置）などを通じ、普天間飛行場の移設・返還や、北部訓練場の過半の早期返還に向けた沖縄県との話し合いを進めるとともに、沖縄の負担軽減を目に見えるものとするよう、嘉手納飛行場以南の土地の返還、沖縄に所在する兵力の削減とグアムへの移転、MV-22オスプレイの訓練移転などにも取り組んでいる。

■ **沖縄を除く地域における在日米軍の駐留**

沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保するため、在日米軍施設・区域の整理や在日米軍再編などを進めている。

■ **米軍人などによる事件・事故の防止に向けた取組**

16（同28）年7月5日、日米両政府は、軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表を行った。

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

防衛力を担う組織

第1章 278ページ

■「防衛省改革の方向性」（13（平成25）年8月）に基づき、15（同27）年10月に組織改編を実施した。

- 実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化
- 省内の装備取得関連部門を集約・統合した外局として、防衛装備庁を新設
- 政策立案機能及び防衛力整備機能の強化などのため、内部部局を改編

実効的な抑止及び対処

第1章 283ページ

周辺海空域における安全確保

■各種事態に際し、自衛隊が迅速かつシームレスに対応するため、自衛隊は、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を行っている。

■15（平成27）年には、引き続き、中国公船によるわが国領海への侵入が確認されているほか、南西地域の通過を伴う中国海軍艦艇の活動が8回、わが国の接続水域近くでの活動が複数回確認されている。
防衛省・自衛隊は、このような情勢を受け、海上保安庁との情報共有など、関係省庁との連携の強化を図っている。

■15（同27）年9月に、ロシア機（推定）が根室半島沖において領空を侵犯し、空自は戦闘機を緊急発進させて対応した。
平成27年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は、873回であった。そのうち、中国機に対する回数は571回で、国・地域毎の回数公表開始以降最多となった。
防衛省・自衛隊は、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

警戒監視する海自P-3C哨戒機（上）と空自E-767早期警戒管制機（下）

緊急発進するF-15戦闘機

冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳

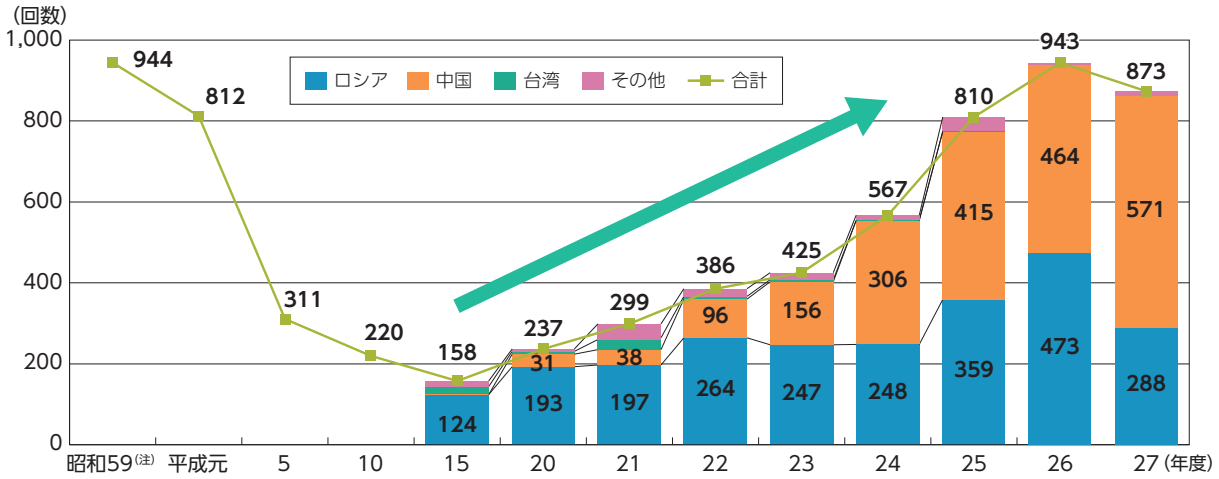

(注)冷戦期のピーク

島嶼防衛

■ 島嶼部に対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即して部隊などを配置するとともに、平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが重要である。事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、陸・海・空自が一体となった統合運用により、部隊を機動的に展開・集中し、敵の侵攻を阻止・排除する。島嶼への侵攻があった場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行う。

■ 南西地域の防衛態勢強化のため、16（平成28）年1月、那覇基地に第9航空団を新編し、同年3月、与那国島に与那国沿岸監視隊を新編した。今後、南西地域の島嶼部への警備部隊の配置、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団（仮称）の新編、固定翼哨戒機（P-1）や回転翼哨戒機（SH-60K）の取得などを行う。

■ 迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修やオスプレイ（V-22）の導入などを行う。

若宮防衛副大臣から空自第9航空団の隊旗を授与される第9航空団司令

中谷防衛大臣から陸自与那国沿岸監視隊の隊旗を授与される西部方面総監

島嶼防衛のイメージ図

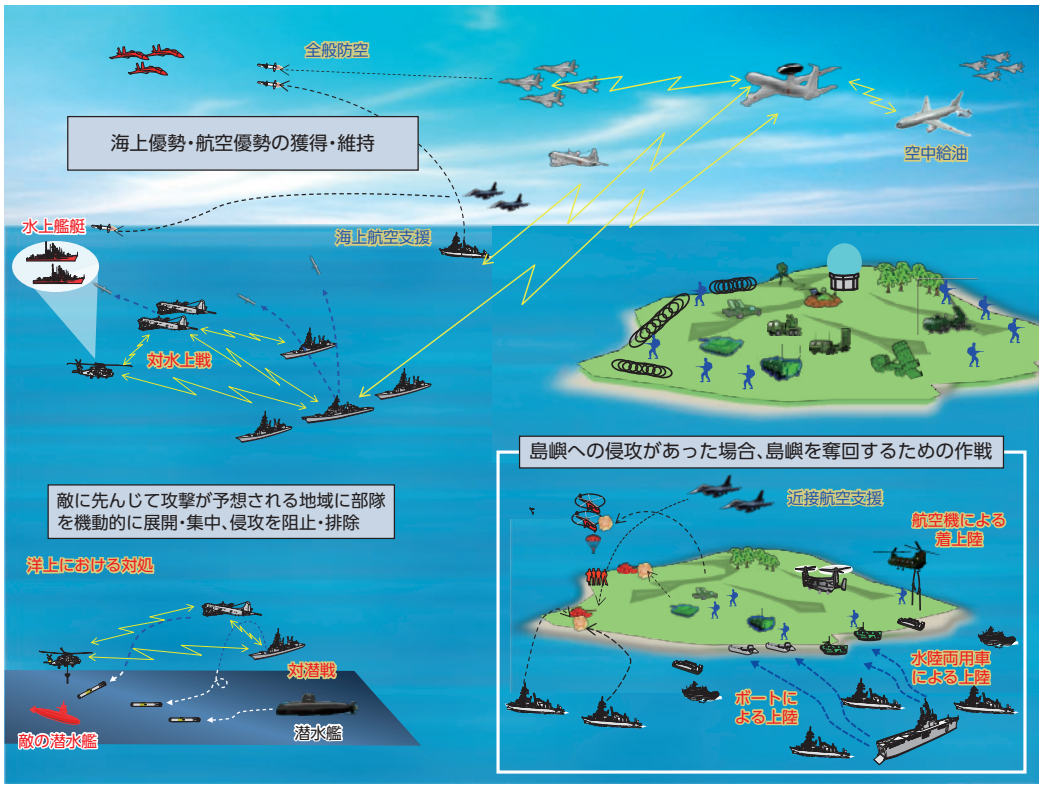

弾道ミサイル攻撃などへの対応

■ わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。
Japan Aerospace Defense Ground Environment

■ 16（平成28）年2月の北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道ミサイルの発射に際しては、弾道ミサイル等の破壊措置命令を発出し、SM-3搭載護衛艦及びPAC-3部隊を展開させるとともに、万一の落下に備え、陸自部隊を南西諸島に派遣するなどの万全の対応をとった。

弾道ミサイル等に対する破壊措置のため、
市ヶ谷基地に展開した空自ペトリオットPAC-3

福岡県警との共同訓練を実施する陸自隊員

ゲリラや特殊部隊などによる攻撃への対応

■ 武装工作員などによる不法行為、ゲリラや特殊部隊による破壊工作などは、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。

■ 防衛省・自衛隊は、警察や海上保安庁などの関係機関と共同訓練を行い、連携強化に努めている。

海洋安全保障の確保に向けた取組

■ 「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などと緊密に協力し、沿岸国の能力向上の支援、共同訓練など、各種取組を推進している。

■ 中国との間では、不測の事態の発生の回避・防止のため、海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた防衛当局間の協議を行っている。

インドネシアで開催された西太平洋海軍シンポジウム

宇宙空間における対応

■ 宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15（平成27）年4月には、米国と「宇宙協力ワーキンググループ」（SCWG）を設置し、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を推進している。
Space Cooperation Working Group

サイバー空間における対応

■ 自衛隊指揮通信システム隊が24時間態勢で通信ネットワークを監視しているほか、情報通信システムの安全性向上を図るための侵入防止システム・防護システムの整備、サイバー攻撃対処態勢や対処要領を定めた規則の整備、人的・技術的基盤の整備、情報共有の推進、最新技術の研究など、総合的な施策を行っている。

サイバー防衛隊で勤務する隊員

平成27年9月関東・東北豪雨におけるボートによる救助活動

平成28年熊本地震における南阿蘇での捜索活動

大規模災害などへの対応

■ 自衛隊は、大規模災害などの発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。

■ 平成27年9月関東・東北豪雨では、茨城県、栃木県及び宮城県において、人員延べ約7,540人をもって人命救助やボートによる避難支援などを行った。
また、16（同28）年4月の平成28年熊本地震では、熊本県及び大分県において、人員延べ約814,000人をもって人命救助や生活支援（物資輸送、給食支援、給水支援、入浴支援、医療支援）などを行った。

在外邦人等の輸送への対応

■ 自衛隊は、派遣先国において輸送の対象となる在外邦人等を防護し、航空機・船舶・車両まで安全に誘導・輸送する。このため、陸自ではヘリコプター隊と誘導輸送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇（搭載航空機を含む）を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど、待機態勢を維持している。

■ 陸・海・空自の緊密な連携が必要となることから、平素から統合訓練などを行っているほか、毎年タイで行われている多国間共同訓練（コブラ・ゴールド）に参加している。

コブラ・ゴールドにおける在外邦人等輸送訓練

安全保障協力の積極的な推進

第2章 311ページ

■ 今日の国際社会では、一国のみで自国の安全を確保することは極めて困難であり、戦略的利益を共有する各国が協調して対応することが不可欠となっている。また、軍事力が担う役割が多様化し、紛争直後の復興支援など、国家間の信頼醸成・友好関係の増進に重要な役割を果たす機会が増大している。

■ 安全保障分野での国際協力の必要性・潜在性が高まる中、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国やアジア太平洋地域、国際社会全体の平和と安定、繁栄に積極的に寄与していく必要がある。このため、防衛省・自衛隊では、二国間・多国間の防衛協力・交流を強化するとともに、国際平和協力活動などを積極的に推進している。

ハイレベル防衛交流実績（15（平成27）年1月～16（同28）年6月

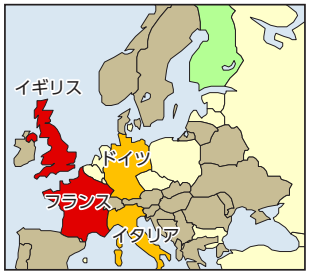

防衛分野の二国間協定・覚書等の締結数

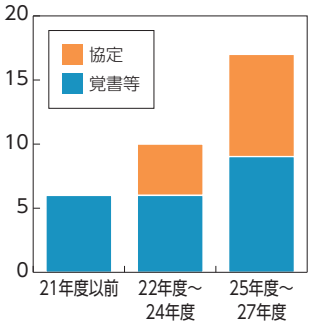

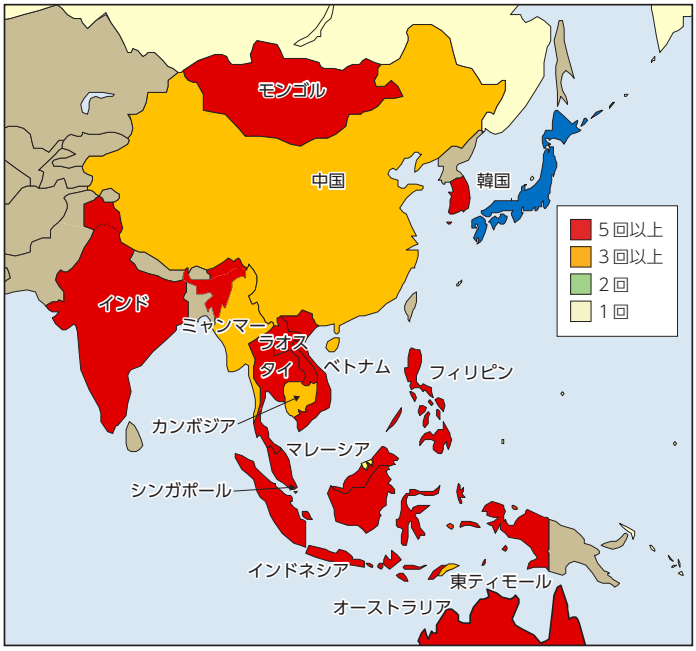

戦略的な国際防衛協力に向けて

■ 防衛交流・協力は、従来からの二国間対話・交流に加え、共同訓練、能力構築支援、防衛装備・技術協力など、多様な手段を組み合わせて、協力関係へと段階的に深化させている。併せて、多国間の防衛協力・交流も域内秩序の構築に向けた戦略的な国際防衛協力へと発展しつつある。

■ **多国間安全保障枠組み・対話における取組**

- 15（平成27）年11月の拡大ASEAN国防相会議への参加や、同年9月の防衛省主催による日ASEAN諸国防衛当局次官級会合の開催など、多国間の協力強化に取り組んでいる。
- 地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するため、能力構築支援に積極的に取り組んでいる。

マレーシアで開催された第3回拡大ASEAN国防相会議

東京における初の日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2＋2」）

■ **各国との防衛協力・交流**

- **オーストラリア**：15（同27）年11月、外務・防衛閣僚会合を開催。同年12月の首脳会談において、日豪安全保障・防衛協力の強化のための新たなイニシアティブを承認
- **韓国**：15（同27）年10月、4年9か月ぶりに韓国で防衛相会談を実施
- **インド**：15（同27）年12月、日印首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定及び秘密軍事情報保護協定に署名
- **中国**：15（同27）年11月、4年5か月ぶりに防衛相会談を実施
- **インドネシア**：15（同27）年12月、初の外務・防衛閣僚会合を開催
- **フィリピン**：16（同28）年2月、防衛装備品・技術移転協定に署名
- **英国**：16（同28）年1月、2回目の外務・防衛閣僚会合を開催
- **カナダ**：16（同28）年4月、外務・防衛閣僚会合を開催

日米豪3カ国による東ティモールにおける能力構築支援の状況

モンゴルで行われた多国間訓練カーンクエストに参加する隊員

護衛艦「いせ」が参加したコモド2016

日米豪共同訓練（コープ・ノース・グアム）で編隊飛行中の空自と米空軍の航空機

海洋安全保障の確保

■ 海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由など、基本的ルールに基づく秩序を強化し、海上交通の安全を確保することは平和と繁栄の基礎であり、極めて重要である。このため、関係国と協力してソマリア沖・アデン湾で海賊対処を行うとともに、海洋安全保障におけるシーレーン沿岸国自身の能力向上の支援及びわが国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実など、各種取組を推進している。

船舶を直接護衛する護衛艦

■ 海賊対処では、CTF151に参加し、関係各国と連携しつつ任務を遂行している。

国際平和協力活動への取組

■ **国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）**
現在、司令部要員及び施設部隊（約350名）が、南スーダン共和国で、幹線道路整備などUNMISSのニーズに対応した活動を行っている。

■ **国連PKOへの人材育成面での協力**
自衛官を各国のPKOセンターなどの講師や国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクトの教官として派遣しているほか、国連PKO教官養成訓練を国連と共催した。

UNMISSにおいて道路建設に従事する隊員

「国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト」において重機操作教育を実施する隊員

軍備管理・軍縮・不拡散への取組

■ わが国は、核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器やミサイルなどに関する軍備管理・軍縮・不拡散体制に関する国際的な取組において、積極的な役割を果たしている。

防衛装備・技術に関する諸施策

第3章 356ページ

先進技術実証機（X-2）

技術的優越の確保のための研究開発の推進

■ わが国の技術的優越を確保し、先進技術及びデュアル・ユース技術を取り込んだ装備品の研究開発を行っている。16（同28）年4月には、先進技術実証機（X-2）の初飛行を実施した。

■ 防衛装備品の適用面から、研究機関や企業などにおける独創的な研究を発掘し、将来有望な芽出し研究を育成するため、防衛省独自のファンディング制度（安全保障技術研究推進制度（競争的資金））を平成27年度から開始し、27年度は9件の研究課題を採択した。

プロジェクト管理などへの取組

■ 防衛装備品のライフサイクル全体を通じた取得プロセスを管理するため、防衛装備庁にプロジェクト管理部を設置し、プロジェクト管理重点対象装備品として12の装備品を選定し、戦略的に最適な防衛装備品の取得の実現を図っている。

■ 長期契約による装備品や役務の調達、装備品の維持・整備の効率化、まとめ買いなどにより、調達コストの縮減と安定的な調達を図っている。

C-2（プロジェクト管理重点対象装備品）

米海兵隊オスプレイの構造を確認する
国内整備企業の技術者【富士重工業株式会社】

フィリピンと移転について協議を進めているTC-90

防衛装備・技術協力

■ わが国は、防衛生産・技術基盤の維持・強化及び平和貢献・国際協力の推進に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

■ 日米共通装備品の整備基盤を確保するため、F-35A戦闘機取得に際して国内企業の製造参画及び整備拠点の設置に向けた取組や、米海兵隊オスプレイと陸自オスプレイ（V-22）の整備を木更津駐屯地で行う取組を行っている。

■ オーストラリアとは、15（同27）年11月に将来潜水艦プログラムに関する検討結果をオーストラリア政府に提出した。
（16（同28）年4月、オーストラリア政府は同プログラムの国際パートナーにフランス企業を決定）

■ インドとは、15（同27）年12月に防衛装備品・技術移転協定に署名し、救難飛行艇（US-2）を含む潜在的かつ将来的なプロジェクトの探求を表明した。

■ フィリピンとは、16（同28）年2月に防衛装備品・技術移転協定に署名し、同年5月には海自練習機（TC-90）の移転の具体化で一致した。

防衛生産・技術基盤戦略

■ 昨今の厳しい財政事情、欧米企業の再編や国際共同開発の進展などを踏まえ、14（平成26）年6月に「防衛生産・技術基盤戦略」を策定し、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策、各防衛装備品分野の現状と今後の方向性などを示した。

地域社会・国民との関わり

第4章 373ページ

地域コミュニティーとの連携

■ 防衛省・自衛隊は、民生支援として様々な協力活動を行い、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるとともに、地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献している。

北海道新幹線開業イベントにおいて
函館駅上空を飛行するブルーインパルス

不発弾処理を行う陸自隊員

離島からの急患輸送を行う海自航空機

様々な広報活動

■ 防衛省・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。例えば、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛隊音楽まつりを日本武道館で毎年開催しているほか、陸・海・空自が順番に主担当となって観閲式、観艦式、航空観閲式を行っており、15（平成27）年は、相模湾において自衛隊観艦式を行った。

平成27年度自衛隊音楽まつり

平成27年度観艦式